

# 西京区地域力サポート事業

平成29年度  
募集案内**地域力向上支援枠 上限30万円\***

活動経費の1/2+ボランティア活動への補助(5万円以内)

※重点枠は上限50万円、詳細はP3「3」参照

**草の根活動支援枠 上限10万円**

活動経費の3/4+ボランティア活動への補助(5万円以内)

**申請期間 平成29年4月14日(金)~5月31日(水)必着**できるだけお早めに**事前相談**を受けてください!(日時等はP5参照)平成  
29年**4月11日(火)開催!サポート講座&募集説明会**

午後1時30分~

29年度第1回西京区地域力サポート講座  
テーマ:まちづくりグループの立ち上げと運営講師:今瀬 政司氏(京都経済短期大学 准教授)  
実践活動と教育、研究の再立がモットー。兼任に、市民活動情報センター代表理事、奈良まちづくりセンター理事、  
京都府地域力再生支援会編集委員

午後3時30分~

**募集説明会**

内容:制度の詳細や申請の方法など

場所:西京区役所大会議室  
申込み:当日、直接会場へ(先着100名)

# 皆様のまちづくり活動をサポートします！

近年、**少子・高齢化**や**核家族化の進行**、**地域のつながりの希薄化**など社会環境が変化する中で、地域コミュニティ、福祉、防犯・防災、環境など様々な分野で、地域の住民やNPOなどによるまちづくりがますます重要となっています。

「西京区地域力サポート事業補助金」は、**地域課題の解決**に向けて区内で行われているこのような自発的、主体的なまちづくり活動を支援する補助金です。

## 補助の対象は、西京区内で行なわれる、地域のまちづくりにつながる活動です！

サポート事業補助金は、地域コミュニティの活性化や安心安全なまちづくりなど、**住民の皆様が主体となって、地域がよりよいまちになることを支援する制度**です。

趣味的な活動や、参加者だけにメリットがあるイベントなどは補助できないことがあります。(審査基準P. 6参照、審査で評価が低くなる事例P. 7参照)

まちづくりの主役は皆様です！

『みんなの力で明るい地域を育む』

そんなまちづくり活動のご提案をお待ちしています！



特に  
「健康長寿」や  
「子育て」  
分野からの申請を待ってる  
にょん！

### <目次>

#### 1 申請の対象について

- ① 対象となる団体 ..... P. 2
- ② 対象となる活動 ..... P. 2
- ③ 募集枠 ..... P. 3
- ④ 対象となる活動期間 ..... P. 3
- ⑤ 経費について ..... P. 4
- ⑥ その他留意点 ..... P. 4

#### 2 申請の手続きについて

- ① 申請書類 ..... P. 5
- ② 申請方法 ..... P. 5
- ③ 申請期間 ..... P. 5

#### 3 審査について

- ① 審査方法・審査基準 ..... P. 6
- ② 審査結果の通知 ..... P. 7

#### 4 交付決定後について

- ① 概算払（活動終了前の補助金の交付） ..... P. 7
- ② 活動内容の中止・変更 ..... P. 7
- ③ 実績報告 ..... P. 7
- ④ 活動報告 ..... P. 7
- ⑤ 経費支出に関する書類の保管 ..... P. 7

#### 5 その他

- ① ロゴマーク等の使用 ..... P. 8
- ② 西京区地域力サポート講座 ..... P. 8
- ③ 広報や相談窓口等の支援 ..... P. 8
- ④ 情報公開 ..... P. 8

補助金交付額の計算例 ..... P. 9, P.10

よくある質問 ..... P.11, P.12

申請書記入例 ..... P.13~P.16

申請書第1号様式～第3号様式、第8号様式～第10号様式

## 1 申請の対象について

### 1 対象となる団体

- ア 地域の自治を担う団体で次に掲げる要件を全て備えているもの  
〈各学区・地域の自治連合会、各種団体等〉
- ・ 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。
  - ・ 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。
  - ・ 1以上の小学校の通学区域を単位とする地域において活動するものであること。
  - ・ 多くの地域住民に支持されているものであること。
- イ 自主的・主体的に活動を行う団体で次に掲げる要件を全て備えているもの  
〈NPO等の非営利活動団体〉
- ・ 定款又は会則等を設けていること。
  - ・ 設立から1年以上継続して活動していること。（草の根活動支援枠（次ページ「募集枠」参照）については、一定の要件を満たせば1年未満でも可）
  - ・ 非営利で公益的な活動を行う団体であること。
  - ・ 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体でないこと。
  - ・ 暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体又は構成員に暴力団員等若しくは暴力団密接関係者がいる団体でないこと。
  - ・ 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う団体でないこと。
- ウ 大学等の教育機関又は大学の研究室、ゼミその他これらに類するもの

- ※ 対象は団体に限ります。個人での申請はできません。
- ※ 法人格の有無は問いません。
- ※ 西京区外の団体も対象となります。

### 2 対象となる活動

次に掲げる全ての要件に該当する活動が対象となります。

- ・ 西京区基本計画の推進に資するものであること。（西京区基本計画に掲げる取組分野に係る取組。特に基本計画の「重点テーマ」に位置付けられている分野、及び文化芸術による地域のまちづくり活動については、審査における評価が高くなります。）  
※ 区基本計画に掲げる取組分野は第1号様式を参照してください。

#### 【重点テーマ】

- 地域の更なる活性化（地域コミュニティ、商工業、農業、観光）
- 共に支え合う福祉と健康のまちづくり（地域福祉、子育て、高齢者福祉、障害者福祉、保健・医療）
- 安心で安全なまちづくりの推進（安心・安全）
- 環境にやさしいまちづくり（自然環境、まちの美化、循環型社会）

- ※ （ ）内は各テーマにおいて該当する区基本計画の具体的な取組分野
- ・ 西京区内で実施されるものであること。

ただし、次のア～クに掲げる要件に該当する活動は、対象とはなりません。

- ア 営利、政治、宗教を目的としたもの又はそれらを助長するもの。  
イ 調査・学術研究及び趣味的活動を行うことを主たる目的としたもの。  
ウ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。  
エ 過去に同一又は類似した事業で3回交付を受けたもの。

- オ 学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっているもの。
  - カ 参加者を恣意的に制限しているもの。
  - キ 団体の構成員を募集することを主たる目的とするもの。
  - ク その他、京都市が行う取組と重複する場合など、区長が補助の対象として、適当ではないと認められたもの。
- ※ 物品の購入が経費の中心となる活動は対象外です。
- ※ 複数年度にまたがる活動も対象となります。ただし、補助金の交付対象は申請のあった年度の活動で、次年度以降は改めて申請が必要です。

### ③ 募集枠

活動の規模や内容等に応じて、2つの枠があります。

	地域力向上支援枠	草の根活動支援枠
対象となる活動	多くの区民を対象に、地域の活性化を目指して取り組む活動	比較的小さな規模で、魅力あるまちづくりに資する活動
補助金の額	対象経費※ <sup>1</sup> の2分の1に、ボランティアの活動費相当額※ <sup>2</sup> を加えた額 上限：30万円*又は自己負担の額※ <sup>3</sup> のいずれか低い方	対象経費の4分の3に、ボランティアの活動費相当額を加えた額 上限：10万円かつ自己負担の額のいずれか低い方

#### ※1 対象経費とは？

活動の実施に直接要する経費のうち、次に定める経費（対象外経費）を除いた額。  
（対象経費，対象外経費については次ページ参照）

#### ※2 ボランティアの活動費相当額とは？

まちづくり活動に無償で従事する方の総活動時間数に、500円を掛けた額（第3号様式では、「無償の活動費相当額」としています。）（上限：いずれの枠も5万円）

次のような作業等は、ボランティア活動費相当額に算入できませんのでご注意ください。

- ・ 個人で行う事務作業等（広報用ホームページの作成等）
- ・ まちづくり活動の実施・準備に直接関わらない作業

注 「ボランティアの活動費相当額」は、あくまで実際に支出した活動経費の一部を補助するもので、活動に対する人件費としての性質のものではありません。そのため、自己負担の額を超える補助はできません。

#### ※3 自己負担の額とは？

- ・ 収入（寄付金，参加費（イベント参加者から徴収する実費等），他の補助金等）が対象外経費額より多い場合は，活動の実施に直接要する経費（対象経費＋対象外経費）から収入を差し引いた額，
- ・ 収入が対象外経費額より少ない場合，又は収入が0円の場合は対象経費。

#### ☆ 「地域力向上支援枠」の重点枠は上限50万円

次の3つの要件をいずれも満たす活動は，上限を50万円とする。

- ・ 地域にとって取り組む必要性が高い課題の解決につながり，地域や地域住民に直接寄与するような活動
- ・ 地域住民が活動に参加し，地域全体のコミュニティを活性化する活動
- ・ 来年度以降も効果の持続又は自律的な継続が期待できる活動

サポート事業補助金は、「京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金」など，他の補助金との併用も可能です。

なお，他の補助金を受けた場合，サポート事業補助金額が減額される可能性があります。（※3参照）

### ④ 対象となる活動期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

## 5 経費について

補助金額の計算の基となる経費（対象経費及び対象外経費）には、次のようなものがあります。

### 対象経費（例）

- ア 講師等への謝礼金  
（団体の構成員に対するものは、高い専門性を有していると認められる場合に限る。）  
単価の上限：1時間当たり1万円，1日当たり3万円  
団体の構成員に対するものは，構成員1名当たり1年間で3万円
- イ 活動の実施のため一時的に雇用するアルバイト等の人件費  
単価の上限：1時間当たり千円，1日当たり8千円，団体の構成員に対しては不可
- ウ 事務用品等の消耗品の購入費用
- エ 活動で使用することが明確な備品の購入，修繕費用（特に必要と認められるものに限る。）  
単価の上限：1個当たり5万円
- オ チラシ・パンフレット等の印刷に要する費用
- カ チラシ・パンフレット等の発送に要する費用
- キ イベント保険等の保険料
- ク 会場使用料及び機材等の賃貸借に係る費用
- ケ 活動に要する交通費（タクシーは原則不可）  
総額の上限：5万円（経済的かつ合理的な方法と認められるもの。）
- コ 資材等の運搬費用
- サ 会場設営等，業務の一部を外部に委託した費用
- シ 活動の記録に要する費用
- ス その他活動に直接必要な経費のうち，第三者に対して支払われる費用

### 対象外経費（例）

- ア 会議におけるお茶代，軽食費等
- イ 記念品代などの参加者に配る有価物  
※ 「ア 飲食費」，「イ 記念品代」の例外（対象経費にできる場合）  
ワークショップなど，作成等自体が活動の目的である場合，その材料費等は，1人100円分（税抜）までは対象経費に計上可
- ウ 宿泊費
- エ 団体の構成員が研修等に参加する費用等
- オ パソコン，カメラ，テレビなど，補助対象の活動目的以外での幅広い目的で使用が可能な備品等の購入費用

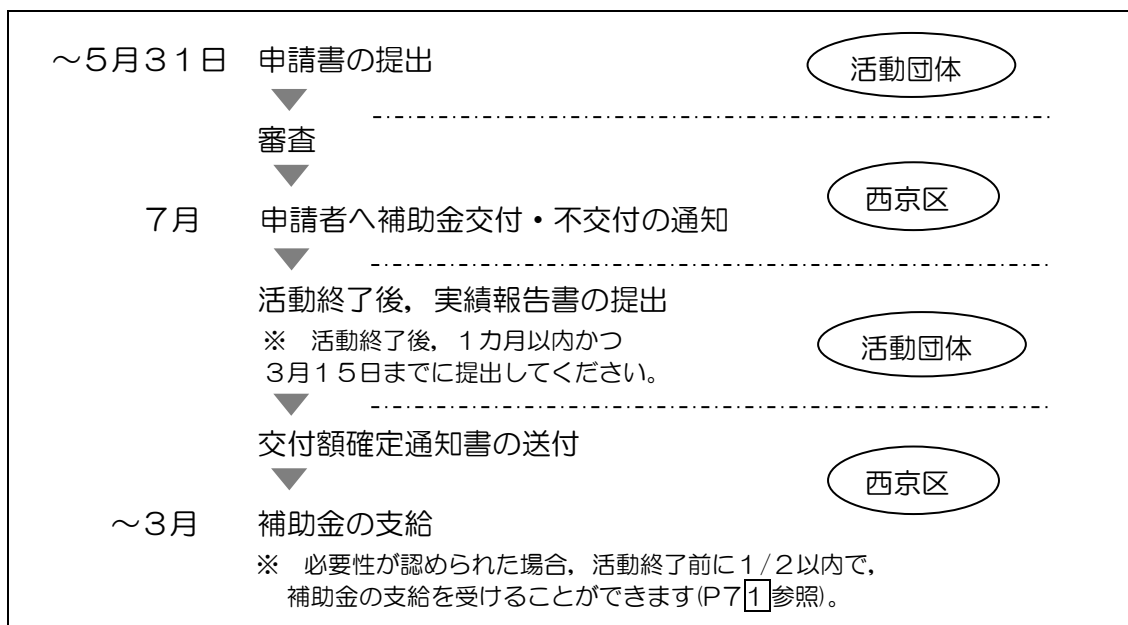
経費（対象経費及び対象外経費）としてみとめられないものには、次のようなものがあります。

- ・ 外食費
- ・ 団体の維持・運営に関する経費（電話代，光熱費，家賃，ガソリン代等）
- ・ 団体の構成員の人件費及び団体の構成員が代表となっている団体への委託費
- ・ 土地，建物，車両等，資産形成につながるもの。
- ・ その他用途の不明な経費（領収書が無い等）

## 6 その他留意点

- ・ 雨天等で中止となった活動に関しては，原則，補助金は交付しません。屋内会場の手配や予備日等の設定を行う等，なるべく雨天時でも活動できるような計画を立ててください。
- ・ 他団体との共催など，協働で行う事業でも申請できますが，協働の内容が分かるよう，申請書等に記載してください。

## 2 申請の手続きについて



### 1 申請書類

- ア 交付申請書（第1号様式）
- イ 収支予算書（第2号様式）
- ウ 無償の活動費相当額計算書（第3号様式）
- エ 定款，規約，会則又はそれに準ずるもの
- オ 構成員名簿又は役員名簿

※ 様式は西京区役所ホームページからもダウンロードできます。

西京区地域力サポート

検索

### 2 申請方法

申請期間内に上記書類を，郵送又は持参（平日午前8時30分から午後5時）により，下記の申請先へ提出してください。

<申請先>

- ・西京区役所総務・防災担当（Tel381-7158）〒615-8522(住所記入不要)
- ・西京区役所まちづくり推進担当（Tel381-7197）〒615-8522(住所記入不要)
- ・洛西支所まちづくり推進担当（Tel332-9318）〒610-1198(住所記入不要)

※ スムーズな申請のため，事前相談を受けてください。

事前相談会を開催！（担当者が常駐しています）

	西京区役所	洛西支所
場所	まちづくり推進担当	
日時	5月8日（月） 午後1時～4時	5月9日（火） 午前9時～正午
	5月11日（木） 午前9時～正午	5月12日（金） 1時～午後4時

※ 上記以外の日も相談を受け付けていますが，その際はできるだけ事前に御連絡のうえ，お早めをお願いします。

### 3 申請期間

平成29年4月14日（金）～5月31日（水）【必着】

### 3 審査について

#### 1 審査方法・審査基準

区民や学識経験者などで構成する「西京区地域力サポート事業補助金審査委員会」における審議を踏まえ、区長が交付の可否を決定します。

##### ア 審査方法

##### <地域力向上支援枠>

- 書面審査（提出していただいた申請書類の書面による審査）



書面審査を通過した団体のみプレゼンテーションを行います。選考結果は文書で通知します。

- プレゼンテーション

申請団体の方から活動内容のプレゼンテーションを行っていただいた後、審査委員からの質問に答えていただきます。

実施に当たっては、来庁していただく日時を文書でお知らせします。

- ・必ず出席してください。欠席の場合は失格となりますのでご注意ください。
- ・1団体につき10分程度を予定しています（申請の状況により変更あり）。

《 プレゼンテーション実施日：7月中旬 》

##### <草の根活動支援枠>

- 書面審査のみ。プレゼンテーションはありません。

##### イ 審査基準

	地域力向上支援枠	草の根活動支援枠
公益性 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西京区地域力サポート事業の趣旨に添った、地域にとって取り組む必要性の高い活動か</li> <li>・地域全体の利益につながるか</li> <li>・地域住民が活動に多数参加し、地域コミュニティの活性化が期待できるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西京区地域力サポート事業の趣旨に添っており、多くの区民に支持され、定着することが期待できるか</li> <li>・地域住民が活動に多数参加し、地域コミュニティの活性化が期待できるか</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の結果、得られる成果は大きなものか</li> <li>・「重点テーマ」又は「文化芸術による地域のまちづくり」の推進に寄与するものか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「重点テーマ」又は「文化芸術による地域のまちづくり」の推進に寄与するものか</li> </ul>
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の積算は適切か、効果に対して経費が妥当なものか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の積算は適切か、効果に対して経費が妥当なものか</li> </ul>
新規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組む課題や活動が新たなものか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組む課題や活動が新たなものか</li> </ul>
普及性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他地域への活動の広がりを期待できるか</li> </ul>	
計画性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールや実施手法が実現可能か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールや実施手法が実現可能か</li> </ul>
継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度以降も効果の持続又は自律的な活動が期待できるか</li> </ul>	
独創性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容に独自の視点や発想、創意工夫があるか</li> </ul>

※ 地域力向上支援枠は、公益性の配点が高くなっています。

ウ 留意点 審査の結果、補助金が不交付となったり、申請額から減額して交付することがあります。

エ 審査で評価が低くなる活動の事例

- ・ 地域にとって取り組む必要性が高い課題の解決につながりにくいもの
- ・ 特定の企業や団体等の利益に繋がるもの
- ・ 一度限りのイベントで、今後のまちづくりにつながらないもの又は効果の持続性が期待できないもの
- ・ 活動内容が趣味やサークル活動の一環で、まちづくりにつながらないもの
- ・ 物品購入が中心、又は活動の大部分を業者に委託し、団体の構成員が作業などに参加して実施する活動が少ないもの(物品購入のみ、全額委託は不可)
- ・ 対象経費の見積りが過大なもの。
- ・ 既存の団体が、本来の業務として実施することが想定されているもの。
- ・ 長年にわたり地域で恒例となっているもの（まつりや体育祭、防災訓練など）

## 2 審査結果の通知

7月下旬頃（予定）に、交付又は不交付決定の通知書を送付します。

# 4 交付決定後について

## 1 概算払（活動終了前の補助金の支給）

補助金は活動終了後の交付が原則ですが、活動実施のため必要と認められた場合は、活動終了前に補助金額の2分の1の範囲内で支給を受けることができます。

## 2 活動内容の中止・変更

補助金交付の決定後、活動内容の変更又は中止をしようとするときは、補助金計画変更・中止承認申請書により、事前に承認を受けてください。

## 3 実績報告

事業終了後、速やかに補助金実績報告書等の必要書類を提出してください。

## 4 活動報告

### ○ 活動報告会の実施（補助金の交付を受けた団体のうち5、6団体程度）

補助金の交付を受けた団体に、活動の成果などの報告、PR及び団体同士の情報交換の場として、平成30年2～3月頃に、公開による活動報告会の実施を予定しています。

### ○ 活動報告パネル展示の実施（補助金の交付を受けた全ての団体）

平成30年2～3月頃に、補助金の交付を受けた団体にパネルを作成していただき、区役所や支所等で展示する予定です。（過去のものとはホームページ参照）

## 5 経費支出に関する書類の保管

活動の実施に係る経費支出に関する書類を整備のうえ、活動を実施した翌年度以降、5年間保管してください。（保管期間中は、求めがあった場合、提出できるようにしてください。）



## 5 その他

### 1 ロゴマーク等の使用

ア 西京区地域力サポート事業補助金ロゴマーク（右図）  
補助金の交付を受ける活動の広報用媒体（ビラ、ホームページ等）  
には、必ず右のロゴマークを表示してください。



イ 文化芸術マーク

補助金の交付を受ける活動のうち、「文化芸術による地域のまちづくり」として認定したものについては、市のホームページで紹介し  
ます。団体においても、活動に関するチラシ等に「文化芸術によるまちづくり認定事業」のマーク（右図）を表示していただくよう努めてください。



ウ 西京区マスコットキャラクター「にしきょう・たけにょん」  
平成26年2月に生まれた西京区のマスコットキャラクター「にしきょう・たけにょん」も使用することができます。ホームページの使用要綱等で手続をご確認のうえ、活動のビラやパンフレット等にど  
んどん活用してください。



「にしきょう・たけにょん」

たけにょんの部屋

検索

### 2 西京区地域力サポート講座

気軽に参加でき、活動団体同士のつながりを作り、活動を活性化させ、より継続的な  
もののできるような講座やワークショップを実施します。開催については、広報発表等  
で随時お知らせします。

**29年度第1回 西京区地域力サポート講座 開催決定！！**

テーマ：まちづくりグループの立ち上げと運営

日時 平成29年4月11日 13時30分～15時30分

場所 西京区役所 大会議室

### 3 広報や相談窓口等の支援

補助金の交付を受ける団体は、次のような支援も受けることができます。

- ア 活動情報の西京区役所ホームページへの掲載
- イ 西京区役所・洛西支所での、活動に関する印刷物の配架
- ウ 活動に対する西京区役所後援名義の使用
- エ 活動の広報や人員の確保などについて、まちづくりアドバイザーに相談できる窓口の  
利用（事前予約制）

### 4 情報公開

- ア 申請のあった活動については、活動内容や審査結果等を、広報資料や市民しんぶん西  
京区版、区ホームページ等で公開することがあります。また、活動の取材を行うことが  
ありますので、御協力をお願いします。
- イ 提出いただいた申請書類、実績報告書等は、個人情報保護の対象になる部分を除き、  
情報公開の対象となります。

## 補助金交付額の計算例

<「地域力向上支援枠」の例>    ㊦ ……対象経費    ㊧ ……ボランティア活動費相当額  
    ㊨ ……対象外経費    ㊩ ……収入

① 対象経費50万円，ボランティア活動時間200時間，対象外経費0円，収入0の場合

㊦	(50万円) × 2分の1 = 25万円	+	<補助金交付額>
㊧	(200時間 × 500円 = 10万円 > 5万円 · · 5万円)		<b>⇒ 30万円</b>

② 対象経費40万円，ボランティア活動時間60時間，対象外経費0円，収入0円の場合

㊦	(40万円) × 2分の1 = 20万円	+	<補助金交付額>
㊧	(60時間 × 500円 = 3万円)		<b>⇒ 23万円</b>

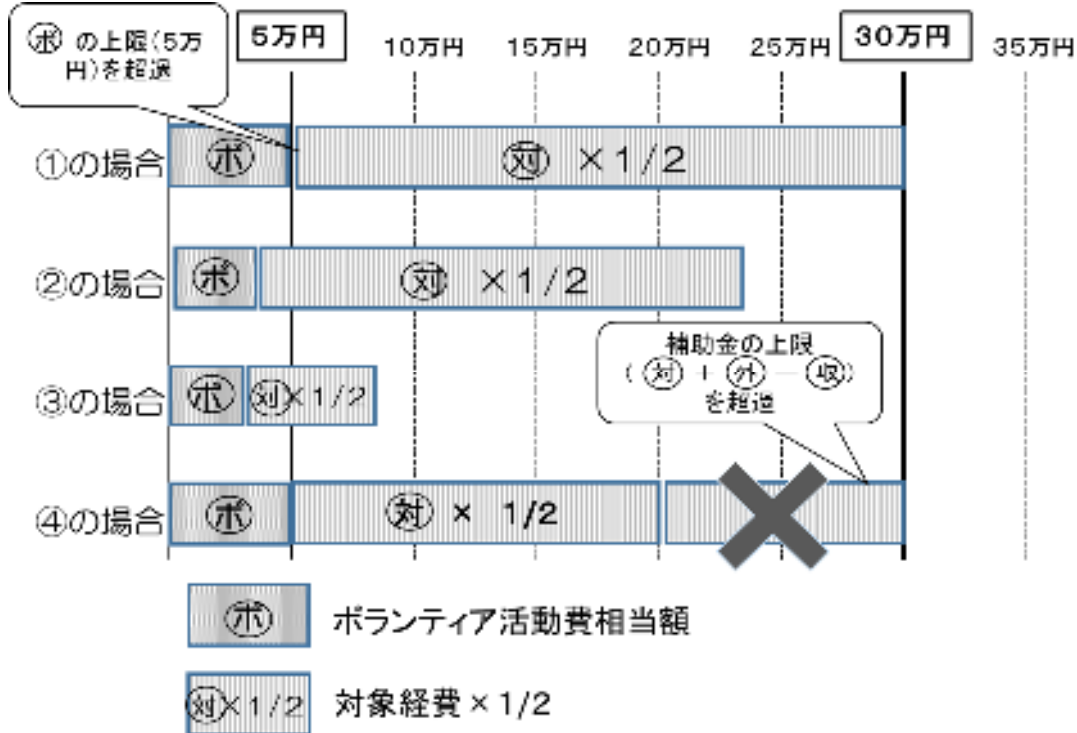
③ 対象経費10万円，ボランティア活動時間100時間，対象外経費10万円，収入5万円の場合

㊦	(10万円) × 2分の1 = 5万円	+	<補助金交付額>
㊧	(100時間 × 500円 = 5万円)		<b>⇒ 10万円</b>

④ 対象経費50万円，ボランティア活動時間100時間対象外経費0万円，収入10万円の場合

㊦	(50万円) × 2分の1 = 25万円	+	
㊧	(100時間 × 500円 = 5万円)		
	ただし、㊨ (0円) < ㊩ (10万円) のため、		
	補助金上限 · · ㊦ + ㊨ - ㊩ = 20万円		<補助金交付額>
	25万円 + 5万円 = 30万円 > 20万円		<b>⇒ 20万円</b>

<補助金額のイメージ図>



< 「草の根活動支援枠」の例> (対)・・・対象経費 (ホ)・・・ボランティア活動費相当額

(外)・・・対象外経費 (収)・・・収入

① 対象経費10万円，ボランティア活動時間200時間，対象外経費0円，収入0円の場合

(対)	(10万円) × 4分の3 = <b>7.5万円</b> +	
(ホ)	(200時間 × 500円 = 10万円) > 5万円 ⇒ <b>5万円</b> < 補助金交付額 >	
	7.5万円 + 5万円 > 10万円 (草の根枠の補助金上限)	<b>⇒ 10万円</b>

② 対象経費8万円，ボランティア活動時間100時間，対象外経費0円，収入0円の場合

(対)	(8万円) × 4分の3 = <b>6万円</b> +	
(ホ)	(100時間 × 500円 = 5万円)	< 補助金交付額 >
	6万円 + 5万円 > 8万円 (対象経費額)	<b>⇒ 8万円</b>

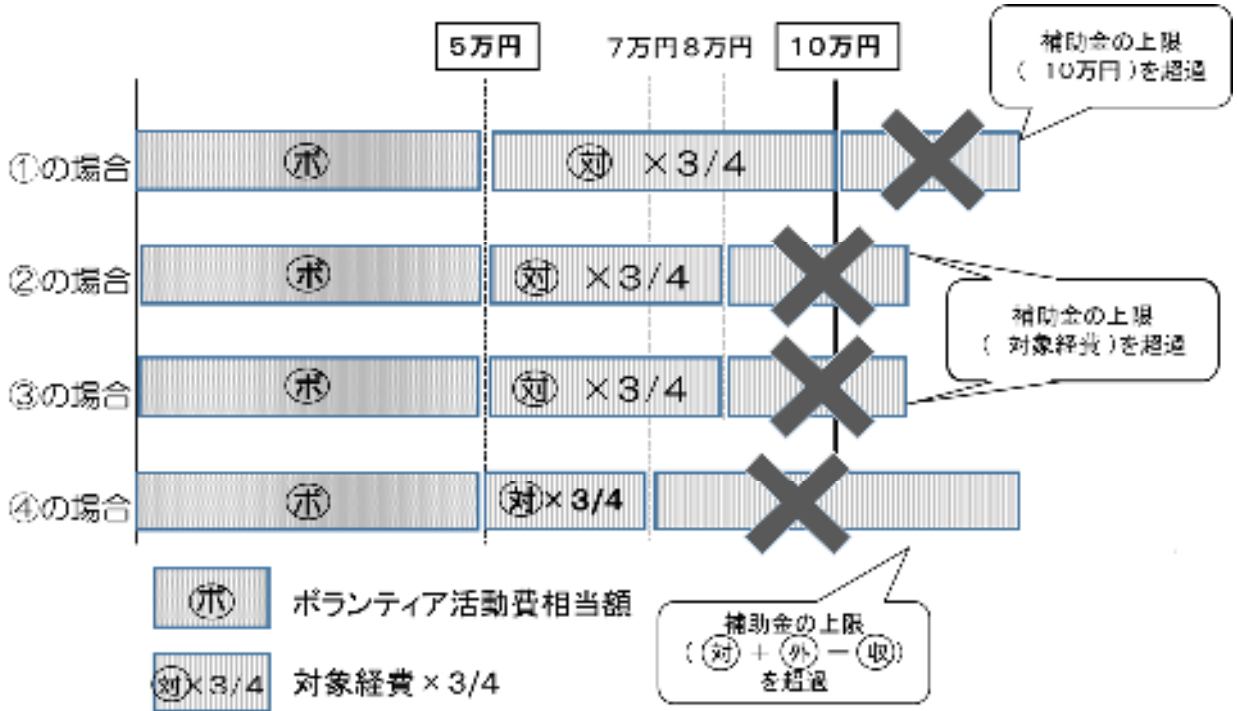
③ 対象経費8万円，ボランティア活動時間100時間，対象外経費2万円，収入0万円の場合

(対)	(8万円) × 4分の3 = <b>6万円</b> +	
(ホ)	(100時間 × 500円 = 5万円)	< 補助金交付額 >
	6万円 + 5万円 > 8万円 (対象経費額)	<b>⇒ 8万円</b>

④ 対象経費10万円，ボランティア活動時間100時間対象外経費5万円，収入8万円の場合

(対)	(10万円) × 4分の3 = <b>7.5万円</b> +	
(ホ)	(100時間 × 500円 = 5万円)	
	ただし、(外) (5万円) < (収) (8万円) のため、 補助金上限・(対) + (外) - (収) = 7万円	< 補助金交付額 >
	7.5万円 + 5万円 = 10.5万円 > 7万円	<b>⇒ 7万円</b>

< 補助金額のイメージ図 >



## よくある質問

### Q1 どうしてこのような制度ができたのですか。

A 本市では、「区民が自ら考え、提案し、行動する取組を区長が先頭に立って、区役所との共汗によって推進していくための予算システム」として「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」を平成24年度に創設しました。「地域力サポート事業」はこの予算を活用し、皆様が自発的、主体的に実施されるまちづくり活動を支援するために創設したものです。皆様が自ら考え活動されることが、地域のつながりや愛着心を育み、それが地域力の向上につながっていきます。それを積極的に後押しする「地域力」向上の支援が、今、行政に必要な役割であると考えています。

### Q2 どのようなサポートが受けられるのですか。

A 活動経費（活動の実施に直接要する経費）の2分の1（地域力向上支援枠）又は4分の3（草の根活動支援枠）に、ボランティアの活動費相当額（Q3を参照）を加えた額を補助します。また、希望される場合は、西京区役所ホームページへの掲載、活動に関する印刷物の配架などの広報の支援を行います。また、西京区役所の後援名義の使用もできます（事前の申請が必要）。

### Q3 ボランティアの活動への補助とは何ですか。

A 団体で行うまちづくり活動に無償で従事する方の労務提供をボランティアの活動分として、総活動時間に1時間当たり500円を乗じて得た額を5万円を限度として補助するものです。

### Q4 誰が申請できるのですか。

A ①西京区内の自治連合会や各種団体のほか、②NPO等非営利活動団体や③大学等の教育機関なども申請できます。また、②と③については、西京区内で活動されるのであれば、区民でなくても申請できます。いずれの団体につきましても法人格は問いません。ただし、組織としてしっかりとした活動を継続できる体制があることや、活動の目的等が明確であることなどを確認させていただくため、定款や会則等の提出が必要になります。

### Q5 対象経費はどのようなものが対象となりますか。

A 活動の実施に直接要する経費で、事務用品などの消耗品や、チラシ、パンフレットなどの印刷経費、会場使用料、講師謝礼などが対象となります。ただし、飲食に関する経費や宿泊費、記念品代や団体・グループ等の運営に関する経費などは対象外です。  
→4ページ「**5**経費について」参照

### Q6 申請時点で終了した事業でも申請できるのですか。

A 申請できます。  
対象となる活動期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとしています。ただし、審査で認められるとは限らないため、補助金交付決定前に活動を実施する場合、結果的に補助金を受給できない可能性があります。

**Q7** 他の補助金を受けていますが、地域力サポート事業の申請はできますか。

A 申請できます。収支予算書の収入欄に他の補助金についても明記してください。  
ただし、まだ申請中のものや申請を予定されている補助金については、自己資金の内訳欄に、参考として必ずご記入をお願いします。

**Q8** 以前から実施している事業ですが、申請できますか。

A 制度の主旨に合致している活動であれば、申請は可能です。  
ただし、審査基準の「新規性」や「効果」の評価が低くなります。  
地域で既に恒例となっているイベント（学区まつり、学区体育祭等）や記念イベント等については、原則として認めません。

**Q9** すべての支払に「領収書」を整理しておく必要がありますか。

A すべての支払について、レシートや領収書等支払が分かる書類の原本の保管が必要です。  
① 購入内容や購入日の分かるレシートがある場合はレシートで結構です。  
② レシートがなく「領収書」を発行してもらう場合は、購入の状況が分かるように領収書の「宛先（申請された団体名）」、「ただし書（物品名、数量をすべて明記）」、「日付」等を必ず記入してもらってください。  
③ 口座振り込み等の場合は、振込票及び購入内容等がわかる請求書が必要です。  
※ 適正な領収書と認められない場合は、支給の対象とできません。

**Q10** レシートや領収書の整理はどのようにすればよいですか。

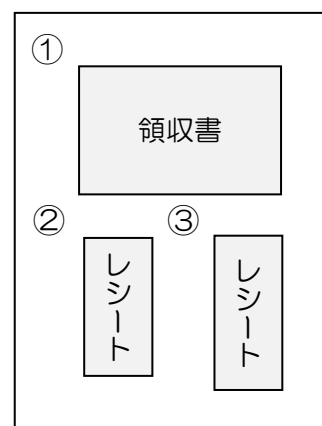
A 以下の点に注意してA4の紙に貼付け等を行い保管してください。  
① 実績報告時に「写し」を提出するため、レシートや領収書が重ならないように貼る。  
② 「領収書」は記載誤りや不備等がないか確認し、必要に応じて発行者に修正や追記をお願いする。

【領収書のチェックポイント】

- ・あて名が申請団体であること
- ・金額が明示されていること
- ・領収内容（ただし書：品名、個数）の記載があること
- ・領収年月日が正しく記載されていること

③ 領収書ごとに通し番号を付け、用紙に記入する。  
（実績報告時に提出する収支決算書の対応する経費に同じ番号を記入する。）

例外： 領収書で購入内容が分からないものがある場合は、購入内容の分かるもの（請求書や納品書、明細書等）を一緒に貼り付けておく。



西京区地域力サポート事業補助金交付申請書

(宛先) 西 京 区 長	平成 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） 615-8522 京都市西京区上桂森下町25-1	団体の名称及び代表者の役職・氏名 (団体名) まちの縁側想作隊 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">にしきょう</span>  (代表者役職・氏名) 代表 にしきょう たけによん (電話) 075-381-7158

西京区地域力サポート事業補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。

団体の概要 ※団体の目的や 活動内容等	<p>【団体の構成】 下記の目的に賛同する〇〇町内会の有志により構成</p> <p>【団体の目的】 〇〇町内（地域）の活性化 (人と人の縁が輪でつながるまちづくりをめざす。)</p> <p>【活動実績】 子ども祭り等の開催, 自治会加入促進チラシ作成</p> <p>※ 団体の詳細及び会則, 名簿は別添参照</p>		
設立時期	平成20年 4 月	構成人数	10 人
担当者 連絡先	(住 所) 610-1143 京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2 (役職・氏名) 会計 にしきょう のこたん (電 話) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (FAX) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (E-mail) 〇〇〇〇 @ 〇〇〇 .co.jp		
該当する西京区基本計画の取組分野	<p style="text-align: center;"><b>西京区基本計画取組分野一覧</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1節 人と人が支え合う区民が主役のまちづくり</p> <p> <input type="checkbox"/>人権      <input checked="" type="checkbox"/>地域コミュニティ      <input type="checkbox"/>区民参加      <input type="checkbox"/>地域福祉  <input type="checkbox"/>子育て      <input checked="" type="checkbox"/>高齢者福祉      <input type="checkbox"/>障害者福祉      <input type="checkbox"/>保健・医療  <input type="checkbox"/>教育      <input type="checkbox"/>安心・安全      <input type="checkbox"/>商工業                 </p> <p>第2節 環境と共生するまちづくり</p> <p> <input type="checkbox"/>自然環境      <input type="checkbox"/>歩くまち・京都      <input type="checkbox"/>まちの美化      <input type="checkbox"/>循環型社会  <input type="checkbox"/>景観・住環境      <input type="checkbox"/>農業                 </p> <p>第3節 人と歴史・文化が輝くまちづくり</p> <p> <input type="checkbox"/>観光      <input type="checkbox"/>市民スポーツ      <input type="checkbox"/>大学等との連携      <input type="checkbox"/>都市間交流  <input type="checkbox"/>生涯学習      <input type="checkbox"/>文化芸術（歴史を含む）                 </p> <p>第4節 暮らしやすい都市基盤が整うまちづくり</p> <p> <input type="checkbox"/>公共交通      <input type="checkbox"/>道路環境      <input type="checkbox"/>河川・上下水道      <input type="checkbox"/>建築物の耐震化                 </p> </div> <p>※ 該当する分野の□にチェックをしてください。(複数可)                  ※ 区基本計画の重点テーマに位置付けられている取組及び文化芸術による地域のまちづくりを推進する取組は、審査において、他の分野の取組よりも高く評価されます。(下線の取組分野)</p>		
交付申請額	144,000 円		

第1号様式 - ② (第5条関係)

<活動の概要>

活動の名称	まちの縁側づくり	
申請枠区分	<input checked="" type="checkbox"/> 地域力向上支援枠 ・ 草の根活動支援枠 <small>※ いずれかに○をしてください。</small>	
活動の範囲	<input type="checkbox"/> 区全域 <input type="checkbox"/> ( )学区・地域内 <input checked="" type="checkbox"/> ( ○○○○ )町内 <input type="checkbox"/> その他( )	
活動の状態	<input type="checkbox"/> ① 新規 <input checked="" type="checkbox"/> ② 立上げ期 (取組開始から3年目まで) <input type="checkbox"/> ③ 毎年実施 (取組開始から3年以上経過) <input type="checkbox"/> ④ ②立上げ期又は③毎年実施だが、今回新たに充実した部分がある ⇒ 今回充実した内容 (④を選択した場合のみ記入) [ ]	
地域課題・活動の目的 <small>※どのような課題に対して、活動を行うか等を明記する</small>	<p>【課題】昔の縁側のように気軽に集えるような場所が町内にはなく、地域の横のつながりが薄くなっている。 また、そうしたことから、新しく来られた住民が地域になじみにくく、町内会の加入率が下がっている。</p> <p>【目的】商店街の空き店舗を利用し、子育て世代から高齢者まで、だれもが気軽に立ち寄り、語り合える、縁側のような居場所づくりを行う。 また、その場所で新しく来られた住民を歓迎するイベントを行う。</p>	
活動内容	<input type="checkbox"/> イベントの開催 (年4回実施) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新住民の歓迎を兼ねた手作り昼食会 (6月, 2月)                【新住民への町内活動の紹介と栄養バランスのよいお手軽料理教室】</li> <li>・ 夏の演芸会 (8月) 【寄席や太鼓の演奏を実施】</li> <li>・ クリスマス企画 (12月) 【手作りプレゼントの製作】</li> </ul> <input type="checkbox"/> こども絵画展の開催 (10月) 【地域の子どもたちによる絵画展】 <input type="checkbox"/> 「縁側サミット」の開催 (月1回) 【地域の住民の交流カフェ, 情報交流, イベント企画等】	
スケジュール	時期	実施内容 (場所, 参加予定人数)
	6月	手作り昼食会
	8月	夏の演芸会
	10月	こども絵画展
	12月	クリスマス企画
	2月	手作り昼食会2
	毎月 (第2土曜日)	縁側サミット
補助金の活用による活動の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会加入率の向上 (新住民の加入)</li> <li>・ 地域住民同士の交流の活性化</li> </ul>	


※ 「団体の概要」, 「活動の概要」については、別紙による提出も可能です。

※ は、項目中のいずれかにをしてください。

# 記入例

第2号様式（第5条関係）

## 西京区地域力サポート事業補助金収支予算書

(宛先) 西 京 区 長	平成 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） 615-8522 京都市西京区上桂森下町25-1	団体の名称及び代表者の役職・氏名  (団体名) まちの縁側想作隊  (代表者役職・氏名) 代表 にしきょう たけによん (電話) 075-381-7158

### 1 支 出

	項 目	内 訳 <small>(名称, 積算単価, 数量等を具体的に記入してください)</small>	金 額 (円)
対象 経費	講師謝礼（手作り昼食会）	1回10,000円×2回	20,000
	出演謝礼（夏の演芸会）	20,000×2回	40,000
	会場装飾費（夏の演芸会）	設備レンタル料（電飾, 音響等）	25,000
	会場装飾費（クリスマス企画）	設備レンタル料（電飾, 音響等）	25,000
	材料費（クリスマス企画）	はさみ等文具, 色紙等	30,000
	案内等の郵送費	82円×200枚	16,400
	ワークショップ文具費	マジック, 模造紙等	7,000
	チラシ印刷費	1枚13円×2000枚	26,000
	対象経費 小計 (A) ※1 補助金の算定基礎金額		189,400
対象外 経費	材料費（手作り昼食会）	野菜, 調味料等	40,000
	軽食費（ワークショップ）	コーヒー等	20,000
	対象外経費 小計 (B) ※2 必要な場合のみ記載		60,000
合 計 (C) = (A+B)			249,400

### 2 収 入

	項 目	内 訳 <small>(名称, 積算単価, 数量等を具体的に記入してください)</small>	金 額 (円)
	西京区地域力サポート事業補助金（交付申請額）※ 千円未満の端数は切捨て		144,000
	その他補助金等	京都府地域力再生プロジェクト交付金	63,000
事業収入 (参加費, 寄付金等)		参加費	
		1人400円×20人×2回（昼食会）	16,000
		1人200円×30人（クリスマス）	6,000
		1人100円×15人×12回（ワークショップ）	18,000
	自己負担		2,400
合 計 (D) ※3 (C) = (D)			249,400

※1 支出項目は当補助金の対象経費と対象外経費に分けて記載してください。対象経費小計(A)が補助金額を算定する基礎となります。

※2 対象外経費は必要な場合のみ記載してください。

※3 支出の合計(C)と収入の合計(D)が等しくなっているか確認してください。



## 記入例

第3号様式（第5条関係）

### 西京区地域力サポート事業補助金無償の活動費相当額計算書

活動内容 ※ できるだけ具体的に記入してください。	①活動参加人数	②活動時間	無償の活動時間計 (①×②)
6/〇 手作り昼食会	5	3	15
8/〇 夏の演芸会	8	4	32
10/〇 こども絵画展準備	7	3	21
12/〇 クリスマス企画	8	3	24
2/〇 手作り昼食会	4	3	12
<b>③ 合 計</b>			104 <small>(小数点以下切捨て)</small>

<b>④ ③×500円</b>	52,000 円
-----------------	----------

無償の活動費相当額 <small>(④≤5万円 ⇒ ④の額, ④&gt;5万円 ⇒ 5万円)</small>	50,000 円
---	----------

※ 無償の活動費相当額の補助金は、5万円が上限です。

※ 活動ごとの参加者が分かる名簿を提出してください。

**注** 「無償の活動費相当額」は、人件費としての性格のものではなく、あくまで実際に支出する対象経費の一部を補助するものです。(募集案内P3参照)



西京区地域力サポート事業補助金交付申請書

(宛先) 西京区 長	平成 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） □□□-□□□□	団体の名称及び代表者の役職・氏名 (団体名) <span style="float: right;">®</span>  (代表者役職・氏名) (電話)

西京区地域力サポート事業補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。

団体の概要 活動実績	※ 定款, 会則, 名簿等の団体に関する資料を添付してください。		
設立時期	年 月	構成人数	人
担当者 連絡先	(住 所) □□□-□□□□ (役職・氏名) (電 話) — (FAX) — (E-mail) @		
該当する西京 区基本計画の 取組分野	<p style="text-align: center;"><b>西京区基本計画取組分野一覧</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第1節 人と人が支え合う区民が主役のまちづくり</p> <p> <input type="checkbox"/>人権      <input type="checkbox"/>地域コミュニティ      <input type="checkbox"/>区民参加      <input type="checkbox"/>地域福祉  <input type="checkbox"/>子育て      <input type="checkbox"/>高齢者福祉      <input type="checkbox"/>障害者福祉      <input type="checkbox"/>保健・医療  <input type="checkbox"/>教育      <input type="checkbox"/>安心・安全      <input type="checkbox"/>商工業         </p> <p>第2節 環境と共生するまちづくり</p> <p> <input type="checkbox"/>自然環境      <input type="checkbox"/>歩くまち・京都      <input type="checkbox"/>まちの美化      <input type="checkbox"/>循環型社会  <input type="checkbox"/>景観・住環境      <input type="checkbox"/>農業         </p> <p>第3節 人と歴史・文化が輝くまちづくり</p> <p> <input type="checkbox"/>観光      <input type="checkbox"/>市民スポーツ      <input type="checkbox"/>大学等との連携      <input type="checkbox"/>都市間交流  <input type="checkbox"/>生涯学習      <input type="checkbox"/>文化芸術（歴史を含む）         </p> <p>第4節 暮らしやすい都市基盤が整うまちづくり</p> <p> <input type="checkbox"/>公共交通      <input type="checkbox"/>道路環境      <input type="checkbox"/>河川・上下水道      <input type="checkbox"/>建築物の耐震化         </p> </div> <p>※ 該当する分野の□にチェックをしてください。（複数可）</p> <p>※ 区基本計画の重点テーマに位置付けられている取組及び文化芸術による地域のまちづくりを推進する取組は、審査において、他の分野の取組よりも高く評価されます。（<u>下線の取組分野</u>）</p>		
交付申請額	円		







西京区地域力サポート事業補助金収支予算書

(宛先) 西 京 区 長	平成 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） □□□-□□□□	団体の名称及び代表者の氏名  (団体名) <span style="float: right;">⑩</span>  (代表者役職・氏名)  (電話)

1 支 出

	項 目	内 訳	金額（円）
対象 経費			
	対象経費 小計（A） ※1 補助金の算定基礎金額		
対象外 経費			
	対象外経費 小計（B） ※2 必要な場合のみ記載		
合 計（C） = (A+B)			

2 収 入

	項 目	内 訳	金額（円）
	西京区地域力サポート事業補助金（交付申請額） ※ 千円未満の端数は切捨て		
	その他補助金等		
	事業収入 （参加費、寄付金等）		
	自己負担		
合 計（D） ※3 (C) = (D)			

※1 支出項目は当補助金の対象経費と対象外経費に分けて記載してください。対象経費小計（A）が補助金額を算定する基礎となります。

※2 対象外経費は必要な場合のみ記載してください。

※3 支出の合計（C）と収入の合計（D）が等しくなっているか確認してください。





西京区地域力サポート事業補助金無償の活動費相当額計算書

活動内容 ※ できるだけ具体的に記入してください。	①活動参加 人数	②活動時間	無償の活動時間 計 (①×②)
③ 合 計			(小数点以下切捨て)

④ ③×500円	円
----------	---

無償の活動費相当額 (④ ≤ 5万円 ⇒ ④の額, ④ > 5万円 ⇒ 5万円)	円
---	---

※ 無償の活動費相当額の補助金は、5万円が上限です。

※ 活動ごとの参加者が分かる名簿を提出してください。

**注** 「無償の活動費相当額」は、人件費としての性格のものではなく、あくまで実際に支出する対象経費の一部を補助するものです。(募集案内P3参照)



西京区地域力サポート事業補助金実績報告書

(宛先) 西京区長	平成 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） □□□-□□□□	団体の名称及び代表者の役職・氏名  (団体名) ⑩  (代表者役職・氏名) (電話)

西京区地域力サポート事業補助金交付要綱第8条の規定により活動の実績を報告します。

なお、本報告書に添付している領収書等の写しは、原本と相違ないこと及び正当な債権者に支払われたことを証明します。

交付決定日	平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日
活動の名称	
精算額 (収支決算書のサポート事業補助金の額)	円
活動の内容	<p>※ 活動の実施状況が分かる写真を添付してください。</p>
活動の成果	
課題等	

※ 「活動の内容」、「活動の成果」、「課題等」については、別紙による提出も可能です。



西京区地域力サポート事業補助金収支決算書

(宛先) 西 京 区 長	平成 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） □□□-□□□□	団体の名称及び代表者の役職・氏名  (団体名) <span style="float: right;">㊟</span>  (代表者役職・氏名)  (電話)

2 支 出

	項 目	内 訳	金額（円）	領収書No.
対象 経費				
	対象経費 小計（A） ※1 補助金の算定基礎金額			
対象外 経費				
	対象外経費 小計（B） ※2 必要な場合のみ記載			
合 計（C） = (A+B)				

1 収 入

項 目	内 訳	金額（円）	左の金額のうち、 対象外経費（B） への充当額（円）
西京区地域力サポート事業補助金 ※ 千円未満の端数は切捨て			
その他補助金等			
事業収入 (参加費, 寄付金等)			
自己負担			
合 計（D） ※3 (C) = (D)			

- ※1 支出項目は当補助金の対象経費と対象外経費に分けて記載してください。対象経費小計（A）が補助金額を算定する基礎となります。
- ※2 対象外経費は必要な場合のみ記載ください。
- ※3 支出の合計（C）と収入の合計（D）が等しくなっているか確認してください。



西京区地域力サポート事業補助金無償の活動費相当額計算書

活動内容 ※ できるだけ具体的に記入してください。	①活動参加 人数	②活動時間	無償の活動時間 計 (①×②)
③ 合 計			(小数点以下切捨て)

④ ③×500円	円
----------	---

無償の活動費相当額 (④≤5万円 ⇒ ④の額, ④>5万円 ⇒ 5万円)	円
---	---

- ※ 無償の活動費相当額の補助金は、5万円が上限です。
- ※ 活動ごとの参加者が分かる名簿を提出してください。



<問合せ先>

- 西京区役所 地域力推進室 総務・防災担当  
住所 〒615-8522 (住所記入不要)  
電話 075-381-7158
- 西京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当  
住所 〒615-8522 (住所記入不要)  
電話 075-381-7197
- 洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当  
住所 〒610-1198 (住所記入不要)  
電話 075-332-9318



この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ!

